

猫の不妊及び去勢手術等補助指定獣医師用Q&A

【1】 制度変更の説明に関する Q&A

Q1： 今回の制度変更で、新たに対応が必要となる点は何か？

Q2： 補助金交付の対象となる処置、ならない処置は？

【2】 手術実施証明書に関する Q&A

Q3： 指定獣医師が記載する箇所はどのように訂正したらよいか？

Q4： 「申請者が所有し、市内で飼養管理する猫」が「手術不要猫」だった場合、手術実施証明書を記入し、申請書類を飼い主に渡してよいか。

【3】 領収書に関する Q&A

Q5： 領収書に記載が必須な項目は何か？

Q6： 領収書の内訳はどこまで必要か？「手術一式」は不可か？

Q7： 術前の血液検査や術後の抗生剤の投与等、不妊去勢手術/手術不要猫の処置を実施するにあたり、併せて必要と判断した処置については、領収書にどのように記載したらよいか？

Q8： 不妊去勢手術/手術不要猫の処置だけで補助上限額を超えることが明らかな場合は、併せて行った処置について「獣医師が不妊去勢手術（又は処置）の実施に必要と認めた処置」と記載しなくても支障ないか？

Q9： 「不妊去勢手術を行うために獣医師が必要であると判断した駆虫薬」はどこまで入るのか。例えば不妊去勢手術の際に、季節的に駆虫薬も一緒のタイミングとなる場合も含めていいか？

Q10： 領収書がレシート形式や、「診療明細書」といった「領収書」以外のタイトルでもよいか？

Q11： 領収書の発行日と証明日の日付は一致させる必要があるか？

Q12： 領収書の記載内容に誤りや不足があった場合に、領収書を再発行する必要があるか？発行済みの領収書に訂正を行えば問題ないか？

Q13： 領収書への記載を必須としていない項目（例）猫の名前）が申請書記載内容と一致していないが、領収書の再発行や指定獣医師による訂正が必要か？

Q14： 領収書の記載内容に誤りがあった場合に、動物病院受付スタッフの押印訂正は可能か？

Q15： 領収書に不妊去勢手術実施日の記載がないが、診療日の記載がある。診療日が不妊（去勢）手術等実施証明書（第4号様式）の手術実施日と一致していれば手術日が確認できたとして問題ないか？

Q16： 「発行日」や「手術日（又は診療日）」の日付は出力されるが、各日付の項目が領収書に出力されない。その場合、手書きで項目を追加で記載する必要はあるか？

Q17： 申請書に書かれた申請者の名前と、領収書に印字された宛名（飼い主名）が異なる。カルテシステムの都合上、領収書の飼い主名を変えることは難しいがどうすればよいか？

Q18： 猫の不妊去勢手術の料金をセット価格（不妊去勢手術一式、不妊去勢手術セット等）としており、細かな項目ごとの料金設定を行っていない場合、内訳はどのように書けばよいか？

Q19： 複数頭分の領収書を1枚で発行してもよいか？

Q20： 補助対象項目と、補助対象外項目が混在する領収書でもよいか？

Q21： 必要な記載項目が書かれた領収書を準備することが難しいが、どうしたらよいか？

【4】 耳先カットに関する Q&A

Q22： 「所有者の判明しない猫」及び「川崎市地域猫活動サポーターの対象猫」には耳先カットが原則必須となるとのことだが、実施しないでよい場合はあるか？

【5】 手術不要猫に関する Q&A

Q23： 手術不要猫とは？

Q24： 手術不要猫の処置費用は、「申請者が所有し、市内で飼養管理する猫（いわゆる飼い猫）」として申請した場合も補助の対象となるか？

Q25： 手術不要猫の処置等で対象になる項目はなにか？

Q26： 手術不要猫の処置等の補助金額はいくらか？

Q27： 手術不要猫と判断した際、不妊（去勢）手術等実施証明書（第4号様式）に指定獣医師が記載する内容は？

Q28： 手術不要猫が「生殖不能である」と判断するために、どの程度の確認が必要か？

Q29： 野良猫を捕獲し、人慣れを目的に家で飼育し、1か月後に不妊去勢手術をしようとしたら、その猫が手術不要猫だった場合、飼い猫ではなく、所有者の判明しない猫として申請の対象となるか？

【6】 様式の不備・必要書類の不足に関する Q&A

Q30： 令和8年4月1日以降に手術を実施した猫であるにも関わらず、旧様式を飼い主に渡してしまった場合の対応は？

【7】 3月手術分（3月実施の不妊去勢手術）の取扱いに関する Q&A

Q31： 令和8年3月に実施した不妊去勢手術の補助金申請は、新制度の対象か？旧制度の対象か？

Q32： 3月に実施した不妊去勢手術の補助金申請に、領収書の写しの添付は必要か？

Q33： 3月に実施した不妊去勢手術の補助金申請に、耳先カットの義務は適用されるか？

Q34： 3月に実施した不妊去勢手術の補助金申請の場合、補助金額は増額後の額を適用するか？

Q35： 3月に実施した不妊去勢手術について、新様式を飼い主に渡してしまった場合の対応は？

Q36： 3月に実施した「手術不要猫」への処置は補助の対象になるか？

【1】 制度変更の説明に関する Q&A

Q1： 今回の制度変更で、あらたに対応が必要となる点は何か？

A1： 4月以降、主に次の点について御協力をお願いすることになります。

(1) 必要な内容が記載された領収書の発行

4月1日以降に不妊去勢手術又は手術不要猫（A23参照。以下、同じ。）の処置を実施した全ての申請で領収書の写しの添付を必須とします。必要な記載項目は次のとおりです。

- 宛名（申請者の氏名と一致すること）
- 領収書発行日
- 不妊去勢手術/手術不要猫の処置の実施日※1
- 不妊去勢手術/手術不要猫の処置の内容と金額がわかる内訳※2～4
- 病院名
- 病院所在地

※1 診療日も可。ただし、不妊（去勢）手術等実施証明書（第4号様式）に記載されている手術日と診療日が異なる場合は、診療日とは別に、手術実施日を記載してください。

※2 不妊去勢手術を実施した場合は、不妊（メス）／去勢（オス）の別を記載してください。手術不要／不能の場合はオス／メスの別を記載すること。

※3 猫の不妊去勢手術の料金をセット価格（不妊（去勢）手術一式・不妊（去勢）手術セット等）としており、細かい項目ごとの料金設定を行っておらず、かつ料金に補助対象外の項目が含まれない場合、内訳は不要とします。セット価格に補助対象外の項目が含まれる場合は、その項目を除いた金額をセット価格として記載し、補助対象外の項目を別に記載してください。

※4 抗生剤、駆虫薬、検査等が補助対象となるのは、「不妊去勢手術/手術不要猫の処置を実施するために獣医師が必要と判断した場合」です。領収書にその旨、記載してください。補助対象外の処置を実施している場合は、その具体的な内容と金額も記載してください。

(2) 不妊去勢手術実施後又は手術不要猫の処置実施後の耳先カット

「所有者の判明しない猫」又は「川崎市地域猫活動サポーターの対象猫」を不妊去勢手術実施後又は手術不要猫の処置実施後に地域にリリースする場合は耳先カットを施すことを必須とし、その処置に係る費用を補助対象とします。

(3) 不妊（去勢）手術等実施証明書（第4号様式）への記入（項目が追加されました。）

- 不妊去勢手術の実施区分（手術実施／未実施（※5））
不妊去勢手術**未実施**の場合は該当する理由に○またはその他を具体的に記載）
- 手術不要猫の場合の判定記載※6
（「繁殖不能である」と判断した理由と実施した処置（麻酔、開腹確認など））
- 耳先カットの実施状況※5（実施／未実施※6）

※5 対象「2所有者の判明しない猫」又は「3川崎市地域猫活動サポーターの対象猫」の場合

※6 対象「2所有者の判明しない猫」で、不妊去勢手術又は手術不要猫の処置実施後に飼い猫にする場合や譲渡予定の場合

Q2： 補助金交付の対象となる処置、ならない処置は？

A2： A6参照。

【2】手術実施証明書に関する Q&A

Q3： 指定獣医師が記載する箇所はどのように訂正したらよいか？

A3： 指定獣医師による二重線訂正＋指定獣医師印の押印による訂正が必要です。なお、指定獣医師以外が指定獣医師記載箇所を訂正することは不可とします。

Q4： 「申請者が所有し、市内で飼養管理する猫」が「手術不要猫」だった場合、手術実施証明書を記入し、申請書類を飼い主に渡してよいか？

A4： 「申請者が所有し、市内で飼養管理する猫（いわゆる飼い猫）」は「手術不要猫」の補助対象ではありません。申請があっても、補助金を交付することはできません。

【3】領収書に関する Q&A

Q5： 領収書に記載が必須な項目は何か？

A5： A1 の(1)参照。

Q6： 領収書の内訳はどこまで必要か？「手術一式」は不可か？

A6： 原則、一定の内訳が必要です。

【補助対象項目】

- 不妊又は去勢手術及び麻酔
- 手術不要猫と判断するための処置（麻酔、開腹手術等）
- 獣医師が不妊去勢手術/手術不要猫の処置の実施に必要と認めた処置（抗生剤、駆虫薬、血液検査、レントゲン検査等）
- 耳先カット 等

【補助対象外項目】

- 予防接種
- 怪我や病気の治療
- ウイルス検査
- 検便 等

上の通り、補助対象・対象外費用が確認できる程度の項目分けが必要です。

なお、猫の不妊去勢手術の料金をセット価格（不妊（去勢）手術一式・不妊（去勢）手術セット等）としているが、含まれる内容が補助対象項目のみの場合、細かな内訳の記載は不要です。セット価格に補助対象外の項目が含まれる場合は、その項目を除いた金額をセット価格として記載いただき、補助対象外の項目を別に記載してください。

Q7： 術前の血液検査や術後の抗生剤の投与等、不妊去勢手術/手術不要猫の処置を実施するにあたり、併せて必要と判断した処置については、領収書にどのように記載したらよいか？

A7： 領収書の内訳に項目を記載し、「不妊去勢手術/手術不要猫の処置の実施のために獣医師が必要と判断した項目」である旨を追記してください。

（記載例）「血液検査（不妊手術の実施のために獣医師が必要と判断）」

Q8： 不妊去勢手術/手術不要猫の処置だけで補助上限額を超えることが明らかな場合は、併せて行った処置について「不妊去勢手術（又は処置）の実施のために獣医師が必要と判断した処置」と記載しなくても支障ないか？

A8： 支障ありません。

Q9： 「不妊去勢手術を行うために獣医師が必要であると判断した駆虫薬」はどこまで補助の対象になるか？例えば不妊去勢手術の際に、季節的に駆虫薬も一緒のタイミングとなる場合も含めていいか？

A9： 補助金の交付対象となるのは、「これをしないと不妊去勢手術が実施できない」と獣医師が判断するものです。よって、「時期的に駆虫薬も一緒のタイミングとなった場合」の駆虫薬代は補助対象ではありません。

Q10： 領収書がレシート形式や、「診療明細書」といった「領収書」以外のタイトルでもよいか？

A10： 名称が「領収書」以外（診療明細等）であっても、必要な内容が記載されている書面であれば支障ありません。必要な内容とは、「宛名（申請者の氏名と一致）、領収書発行日、不妊去勢手術/手術不要猫の処置の実施日、不妊去勢手術/手術不要猫の処置の内容と金額がわかる内訳、病院名、病院所在地」に加えて、動物病院が費用を領収済であることを確認できる記載（領収、入金、支払い等）」が必要となります。

なお、必須項目としている記載内容に不足がある場合は領収書の再発行を求めます。再発行が難しい場合は、指定獣医師による追記で御対応ください。

Q11： 領収書の発行日と証明日の日付は一致させる必要があるか？

A11： 領収書の発行日が不妊去勢手術/手術不要猫の処置の実施日以降であれば問題ありません。

Q12： 領収書の記載内容に誤りや不足があった場合に、領収書を再発行する必要があるか？発行済みの領収書に訂正を行えば問題ないか？

A12： 領収書の記載内容に誤りや不足がある場合は、動物病院での再発行を依頼します。ただし、再発行が難しい場合は、指定獣医師による訂正や追記で御対応ください。

訂正する際は、

- 訂正箇所に二重線を引くこと
- 訂正箇所に指定獣医師の押印（又は署名）を行うこと

をお願いします。

なお、指定獣医師が領収書に手書き等により必要事項を追記する際の押印は不要です。また、記載済みの内容について補足を要する場合は、指定獣医師に確認の上、衛生課で補記します。

Q13： 領収書への記載を必須としていない項目（例）猫の名前）が申請書記載内容と一致していないが、領収書の再発行や指定獣医師による訂正が必要か？

A13： 領収書への記載を必須としていない項目に誤りがあった場合については、領収書の再発行や指定獣医師による訂正は不要です。申請書受付の際に申請者に確認を行い、その内容について、衛生課で補記します。

Q14： 領収書の記載内容に誤りがあった場合に、動物病院受付スタッフの押印訂正は可能か？

A14： 訂正は、二重線による訂正の上に、指定獣医師の訂正印の押印をお願いいたします。指定獣医師以外の押印は不可です。

Q15： 領収書に不妊去勢手術実施日の記載がないが、診療日の記載がある。診療日が不妊（去勢）手術等実施証明書（第4号様式）の手術実施日と一致していれば手術日が確認できたとして問題ないか？

A15： 不妊去勢手術/手術不要猫の処置を行った日の記載がない場合は、診療日でも可とします。ただし、不妊（去勢）手術等実施証明書（第4号様式）の不妊去勢手術/手術不要猫の処置日と診療日が異なる場合は、診療日とは別に、不妊去勢手術/手術不要猫の処置を実施した日を記載してください。

Q16： 「発行日」や「手術日（又は診療日）」の日付は出力されるが、各日付の項目が領収書に出力されない。その場合、手書きで項目を追加で記載する必要はあるか？

A16： 「発行日」や「手術日（又は診療日）」であることが記載から明確である場合は、必ずしも項目名を記載する必要はありません。ただし、記載に疑義が生じた場合は、衛生課から電話等で確認させていただき、追加の対応をお願いする場合があります。

Q17： 申請書に書かれた申請者の名前と、領収書に印字された宛名（飼い主名）が異なる。カルテシステムの都合上、領収書の飼い主名を変えることは難しいがどうすればよいか？

A17： カルテシステム等からそのまま領収書や診療明細書を出力されましたら、書類の宛名を二重線で訂正していただき、その上に指定獣医師による訂正印の押印をお願いします。

Q18： 猫の不妊去勢手術の料金をセット価格（不妊去勢手術一式、不妊去勢手術セット等）としており、細かな項目ごとの料金設定を行っていない場合、内訳はどのように書けばよいか？

A18： A1 の※2、A6 参照。

Q19： 複数頭分の領収書を1枚で発行してもよいか？

A19： 問題ありませんが、それぞれの猫に対し、どの診療項目がいくらずつ発生しているのかを分かるよう追記等してください。領収書のひな型を本市ホームページからダウンロードできますので、必要に応じてご利用ください。

Q20： 補助対象項目と、補助対象外項目が混在する領収書でもよいか？

A20： 支障ありません。補助対象外項目についても、具体的な内容と金額を列記してください。

Q21： 必要な記載項目が書かれた領収書を準備することが難しいが、どうしたらよいか？

A21： 領収書のひな型を本市ホームページからダウンロードできますので、必要に応じてご利用ください。

【4】 耳先カットに関する Q&A

Q22： 「所有者の判明しない猫」及び「川崎市地域猫活動サポーターの対象猫」には耳先カットが原則必須となるとのことだが、実施しないでよい場合はあるか？

A22： 不妊去勢手術/手術不要猫の処置実施後に申請者が当該猫を所有して飼養管理する場合又は譲渡を目的として一時的に飼養し、捕獲場所に戻さない場合に限り、耳先カット未実施でも申請可とします。

ただし、「活動対象猫」の場合については、その時点で既にサポーターが地域で管理する猫ではなくなっているため、「活動対象猫」として（上限 10,000 円、頭数制限なし）ではなく「申請者が所有し、市内で飼養管理する猫（申請者がそのまま当該猫を飼う場合が該当）」又は「所有者の判明しない猫（当該猫を譲渡予定の場合が該当）」の枠（上限 5,000 円かつ、年間 8 頭まで）で申請していただくことになります。

【5】 手術不要猫に関する Q&A

Q23： 手術不要猫とは？

A23： 「手術不要猫」の定義は①又は②のいずれかを指します。「申請者が所有し、市内で飼養管理する猫（いわゆる飼い猫）」は対象に含みません。

- ① 不妊去勢手術の実施を目的として捕獲等を行った結果、既に手術済みであったことが確認できた猫
- ② 不妊去勢手術の実施を目的として捕獲等を行った結果、形成不全その他の理由により当該手術が不可能であることが判明し、かつ指定獣医師が生殖不能であると判断した猫

Q24： 手術不要猫の処置費用は、「申請者が所有し、市内で飼養管理する猫（いわゆる飼い猫）」として申請した場合も補助の対象となるか？

A24： なりません。

Q25： 手術不要猫の処置等で対象になる項目はなにか？

A25： A6 参照。

Q26： 手術不要猫の処置等の補助金額はいくらか？

A26： 補助金上限額は、不妊去勢手術を行った場合と同額です。

- 川崎市地域猫活動サポーターが管理する猫 10,000 円
- 上記以外の猫 5,000 円

Q27： 手術不要猫と判断した際、不妊（去勢）手術等実施証明書（第 4 号様式）に指定獣医師が記載する内容は？

A27： A1 の(3)参照。

Q28：手術不要猫が「生殖不能である」と判断するために、どの程度の確認が必要か？

A28：例として次の方法を想定していますが、確認方法は獣医師の専門的判断に委ねるものとし、獣医学的に妥当と判断できる範囲であれば、市が特定の方法を指定するものではありません。

- エコー
- 既手術痕の確認
- 麻酔下での開腹手術

Q29：野良猫を捕獲し、人慣れを目的に家で飼育し、1か月後に不妊去勢手術をしようとしたら、その猫が手術不要猫だった場合、飼い猫ではなく、所有者の判明しない猫として申請の対象となるか？

A29：手術不要猫の処置にかかった費用は、飼い猫の場合は申請の受付ができませんが、所有者の判明しない猫である場合は、補助対象となります。

処置を行った時点で世話をしている方が飼い主の場合は「申請者が所有し、市内で飼養管理する猫（いわゆる飼い猫）となりますので、申請の対象ではありません。

一方、処置後に譲渡をする場合、「所有者の判明しない猫」として申請の対象となります。

【6】様式の不備・必要書類の不足に関する Q&A

Q30：令和8年4月1日以降に手術を実施した猫であるにも関わらず、旧様式を飼い主に渡してしまった場合の対応は？

A30：申請を受理します。衛生課から動物病院へ電話等で確認し、次の内容を申請書に補記します。なお、新制度を適用するため領収書の提出は必要です。

補記する内容：

(1)手術の有無について

- 手術の実施状況。
- 手術が未実施の場合は、その理由。

「既に不妊去勢手術を実施済み」、「医学的理由（形成不全等）/その他（具体的に確認）」

(2)耳先カットについて

- 「所有者の判明しない猫」及び「活動対象猫」に手術又は処置を実施した場合の、耳先カットの実施状況。
- 耳先カットが未実施の場合はその理由（「所有者の判明しない猫」又は「活動対象猫」で手術後に飼い猫にする場合や譲渡予定の場合に該当することを確認）。

【7】 令和8年3月に実施した不妊・去勢手術の取扱いに関する Q&A

Q31： 令和8年3月に実施した不妊去勢手術の補助金申請の場合は、新制度の対象か？旧制度の対象か？

A31： 令和8年3月手術実施分は、旧制度を適用します。

Q32： 3月に実施した不妊去勢手術の補助金申請に、領収書の写しの添付は必要か？

A32： 必要ありません。

Q33： 3月に実施した不妊去勢手術の補助金申請に、耳先カットの義務は適用されるか？

A33： 義務ではありません。

Q34： 3月に実施した不妊去勢手術の補助金申請の場合、補助金額は増額後の額を適用するか？

A34： 増額“前”の金額です。増額後の補助額は4月以降に実施した手術に適用されます。

Q35： 3月に実施した不妊去勢手術について、新様式を飼い主に渡してしまった場合の対応は？

A35： 問題ありません。旧制度をもとに審査し、必要事項が不足している場合等は衛生課から指定獣医師に確認して補記します。

Q36： 3月に実施した「手術不要猫」への処置は補助の対象になるか？

A36： なりません。手術不要猫については4月以降に実施された処置に対して補助対象となります。